3. リサイクルセンター及び各設備

3-1. 処理機器選定の方法

「次期中間処理施設整備事業 施設整備基本計画 平成28年4月」に示した基本的処理フロー及び各機器の形式は、図3-1-1に示すとおりであり、各機器の概要については構造形式の違いによる特徴等を比較表で示した。



出典:次期中間処理施設整備事業 施設整備基本計画 平成28年4月

図 3-1-1 リサイクルセンター処理フロー及び機器形式

今後の基本設計段階では、各機器の構造形式も決定していくことになるが、機器の構造は メーカーによって異なり、その組み合わせについてもメーカーのノウハウが反映されること となる。

こうした背景から個別機器の形式選定は、基本設計において機器仕様を示し、メーカー提 案を技術審査により判定する中で進めることが妥当と判断される。

また、機器仕様においては、整備時点の先端技術の動向を踏まえ、最適な設備の組み合わせを要求するものとする。

3-2. 処理困難物貯留

現在、関係市町において不法投棄物として回収された処理困難物のうち不燃性のごみについては、本組合所有の白井清掃センター跡地に建設されたプレハブ小屋内に、処理困難物ストックヤードとして関係市町毎のコンテナを設置して貯留し、年数回処理業者に引き渡している。現処理困難物ストックヤードの概要を表 3-2-1 に示す。

施設名	ストックヤード
使用開始	平成26年4月1日
設置場所	白井市南山 2-11-1 白井清掃センター跡地
施設構造	鉄骨平屋プレハブ造り
施設面積	間口 17.46m・奥行き 7.23m・高さ 3.74m
	延べ面積 126. 23 m²
出入口構造	手動シャッター
ストック品目	不法投棄された処理困難物
ストック不可	危険が生じるもの(中身の入ったガスボンベ、ガソリン等の燃
	料、医療系廃棄物、農薬)
	アスベストが混入されているもの

表 3-2-1 現処理困難物ストックヤードの概要

次期中間処理施設(新クリーンセンター)においては、現施設と同様の処理困難物ストックヤードを設置する計画とする。

必要面積は、搬入量、処理量、貯留量の実績をもとに、今後、基本設計段階で検討するものとする。

設置場所は、リサイクルセンターの処理フロー外とし、分別と処理業者への搬出を考慮し、 搬入車両の動線に影響しない搬入口近辺に配置することを基本に、総合的見地からの検討に 努める。